

【事業者向け】子育て応援クーポン「よくある質問Q&A集」

1. 子育て応援クーポンについて

Q：子育て応援クーポンについて、教えてください。

A：子育て応援クーポン（以下、「クーポン」といいます。）は、本社・本店の登記が市内にある法人の店舗及び市内に在住する個人事業主が市内で経営する店舗で使用できる「地域応援券」と全ての取扱店で使用することができる「市内共通券」の2種類がセットになっており、小樽市に住民登録のある対象者1人につき1冊配布します。

配布予定冊数は12,000冊を予定しております。

Q：配布対象者を教えてください。

A：クーポンの配布対象者は以下のいずれかに該当する方となります。

- (1) 令和5年5月1日時点で小樽市に住民登録のある平成17年4月2日以降に出生した方
- (2) 令和5年5月2日から令和5年10月31日までの間に出生し小樽市に住民登録した方
- (3) 令和5年5月2日から令和5年10月31日までの間に小樽市に転入した平成17年4月2日以降に出生した方

Q：クーポンには、地域応援券と市内共通券があるとのことですが、どのような違いがありますか？

A：クーポンは1冊に12枚が綴られていますが、そのうち6枚が地域応援券で6枚が市内共通券となっております。

取扱店のうち市内に本社・本店がある法人の店舗、市内に在住する個人事業主が市内で経営する店舗を「地域応援券取扱店」といい、地域応援券、市内共通券とも使用できます。「地域応援券取扱店」以外の取扱店では、市内共

通券のみの使用となります。

Q：クーポンはどこで使用できますか？

A：取扱店として登録された店舗で使用できます。各取扱店には、「地域応援券取扱店」であるか「市内共通券取扱店」であるかがわかるように、ステッカー・ポスターを掲示しております。

また、小樽市子育て世帯応援クーポン券事業専用のホームページでも、ご確認いただけます。<https://otaru-kosodate.com>

Q：お釣りは出せますか？

A：お釣りは出すことができません。不足分は現金等で支払いを受けてください。
(取扱店の皆様におかれましては、クーポンの利用者にはお釣りは出すことができない旨をお伝えください。)

Q：クーポンが冊子から外れてしまった場合または切り離した場合は使用できますか？

A：使用することができます。

Q：使用期限までに使用できなかったクーポンは換金できますか？

A：クーポンの使用期間は、令和5年8月1日（火）から令和5年11月30日（木）までです。使用期間を過ぎてしまうとクーポンを使用することができなくなります。

また、換金をすることはできません。

Q：クーポンを使用できないものはありますか。

A：①不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等）

②消費に当たらないものへの支払い（出資、有価証券の購入等）

- ③たばこの購入（小売定価以外の販売禁止）
- ④換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入（商品券、ギフトカード、ビール券、プリペイドカード、郵便はがき、切手、回数券、各種チケット類、印紙等）
- ⑤性風俗特殊営業やギャンブル等に関わる支払い
- ⑥公租公課の納付（国税、地方税又は使用料等）
- ⑦自治体の債権への支払い（水道料金、公立病院受診時の自己負担分、市の指定ごみ袋等）
- ⑧上記①～⑦のほか、小樽市が不相当と認めるものの支払いには、使用できません。また、取扱店登録をしていない店舗でも使用できません。

Q：クーポンを医療や介護の自己負担分の支払いに使用することはできますか？

A：クーポンの使用対象とならないものとして、公立病院受診時の自己負担等、自治体の債権への支払いは出来ませんが、取扱店の登録を受けた民間の医療機関や介護事業者への支払いには使用できます。

Q：クーポンを商売や事業の支払いに使用できますか？

A：小樽市子育て世帯応援クーポン券事業の趣旨としては、消費を喚起することを目的としていることから、ご商売・事業での支払いには使用できません。

Q：クーポンが汚損・破損した場合は、どのような扱いになりますか？

A：通し番号が確認でき、かつ、券面の面積が3分の2以上残っているなどの条件を満たしていれば使用できる場合がございますので、詳しくは、「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」（TEL24-1589）までご相談ください。

2. 取扱店の登録について

Q：取扱店の参加資格について教えてください。

A : 小樽市内に店舗、事業所等を有する者で、市内店舗等に関りクーポンを使用可能とすることができる方であれば、取扱店参加資格があります。

Q : 登録方法を教えてください。

A : 取扱店登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、郵送または持参、F A Xでお申し込みください。

〒047-8790 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービルB1F
おたる商品券・クーポン券事務処理センター（(株)ニッセンレンエスコ
ート小樽支店内）FAX24-1553

Q : 取扱店の募集期間は、いつからいつまでですか？

A : 令和5年7月1日（土）から令和5年7月31日（月）までです（「取扱店一覧」を専用ホームページ等に掲載します）。

なお、7月31日（月）までに申込みをされなかった場合、8月1日（火）以降も受け付けはしますが、「取扱店一覧」に掲載できない場合があります。

Q : 当店は小樽市に隣接した市町村にあり、お客さんも小樽市の方が圧倒的に多いので、取扱店になれるか？

A : 残念ながらなりません。小樽市内の事業所等のみが対象になります。

Q : クーポン利用者限定のサービス提供を実施することは可能でしょうか？

A : 可能です。（ぜひ、お願いします）

Q : 取扱店の登録申込みをする前に従業員がクーポンを受け取ってしまいました。どうすればいいですか？

A : 取扱店参加資格を有し、申込期間内であれば、早急に登録手続きをしてください。資格がない場合は、換金手続きはできません。至急、「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」（TEL24-1589）まで、連絡してください。

Q：市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに登録するのですか？

A：お手数ですが、店舗ごとに登録申込みをしてください。

Q：取扱店に登録するには費用がかかりますか？

A：登録の費用はかかりません。

Q：取扱店登録申込み後はどのように登録されるのですか？

A：「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」にて資格審査を行い、承認後、取扱店登録証やポスター・ステッカー、売上集計票等を送付します。

Q：取扱店の表示をするステッカーについて、店舗が広い（または、形状が複雑）ので複数枚もらえるのですか？

A：当初にお渡しする枚数を超えて必要となる場合については、「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」（TEL24-1589）までお問合せください。

Q：登録申込みの際に店長名で申込みできますか。

A：会社代表者で申込みすることが困難な場合については、店長等で申込みすることは可能です。

Q：申請書下部に記載する代表者欄への押印は必要ですか。

A：自署する場合は不要ですが、ゴム印等の場合は押印してください。

Q：登録情報が変更になった場合、どうしたらよいでしょうか？

A：諸届用紙をお送りいたしますので、「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」（TEL24-1589）までご連絡ください。

3. クーポンの換金について

Q：換金申請手続について教えてください。

A：換金申請手続は、「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」（(株) ニッセンレンエスコート小樽支店内）で受け付けます。郵送または持参の方法が可能です。

郵送の場合は事故防止のため、必ず郵便局窓口から簡易書留で送付してください。なお、事務処理センター宛返送専用封筒（簡易書留）で郵送の場合には、郵送料はかかりません。

Q：換金申請できる期間に定めはありますか？

A：換金申請期間は、令和5年8月1日（火）～令和5年12月19日（火）
[土・日曜日、祝日を除く] になります。

なお、換金申請期間を過ぎての換金には応じられませんので、ご注意ください。

Q：換金申請するクーポンの枚数に上限等がありますか？

A：1回に換金申請できるクーポンの枚数に上限はありません。なお、換金方法は郵送または持参となりますが、郵送に際して、枚数が多く、封筒に入らないなどの場合には、訪問による回収も行いますので、「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」（TEL24-1589）までご連絡ください。

Q：換金申請できる回数に上限はありますか？

A：換金申請期間中、8回まで申請が可能です。8回までの範囲内で、取扱店の皆様の状況に応じて申請していただいて構いません。

Q：各締日は消印有効ですか？

A：各締日までに「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」（(株) ニッセンレンエスコート小樽支店内）必着となります。各締日を過ぎて到着した分

につきましては次の締日分となります。

なお、最終締日での申請の場合は令和5年12月19日（火）必着となるようご提出ください。

Q：換金手続きは、社長や店長でなければできませんか？

A：換金申請手続きは、経営者・店長等でなくても構いませんが、問い合わせに対応できる方としてください。問い合わせに対応できない場合は、その日の換金申請を受け付けできない場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

Q：持参で換金申請手続きを行う場合、必要なものは何ですか？

A：「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」に次のものをお持ちになり、換金手続きを行ってください。

- ① 使用済みクーポン（裏面に住所・事業所名（手書き又はゴム印）を記載し、地域応援券・市内共通券ごとに集計し、枚数を確認）
- ② 売上集計票（3枚とも切り離さずにお持ちください）
- ③ 提出用専用封筒（クーポン郵送用の封筒）

Q：郵送で換金申請手続きを行う場合、必要なものは何ですか？

A：以下のものを、「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」に郵送してください。

- ① 使用済みクーポン（裏面に住所・事業所名（手書き又はゴム印）を記載し、地域応援券・市内共通券ごとに集計し、枚数を確認）
- ② 売上集計票
 - ・1枚目：取扱事業所控を切り離し（控えとして保管）
 - ・2枚目、3枚目を「提出用専用封筒」に同封し、①使用済みクーポンとともに、郵便局窓口から簡易書留扱いにより郵送してください。

Q：クーポンの換金手続きをすると、どのくらいの期間で指定口座への入金となりますか。

A：各締日から 5 営業日程度で指定口座に入金いたします。なお、通帳には、「オタルコソダテクーポン」と印字されます。

Q：換金手数料は必要ですか？

A：必要ありません。

Q：換金する際に使用済みクーポンはどのような形で持っていけばいいですか。

A：使用済みクーポンは事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合せしないで、1枚ずつ離れた状態でお持ちください。また、地域応援券・市内共通券の種類ごとに集計もお願いします。

Q：換金申請金融機関の窓口で現金で換金してもらうことはできませんか？

A：登録した口座への振込みのみとなります。

4. その他

Q：市内で複数店舗を営業している場合、登録申請・換金を代表店がとりまとめて行っていいですか？

A：登録については、店舗ごとに申請してください。換金については、とりまとめることは可能ですが、クーポン裏面の取扱店欄の住所・事業所名はそれぞれ使用された店舗ごとに記載してください。

Q：使用期限を過ぎたクーポンを受け取った場合の扱いはどうなりますか？

A：使用期限を過ぎたクーポンは使用できません。クーポンの使用期限は、令和 5 年 11 月 30 日（木）までとなっておりますので、ご注意ください。